

農地法関係事務処理の手引き

令和2（2020）年8月

県農政部農政課

第5章 違反転用関係（法第51条）

1 違反転用処理の流れ

☆ 違反事実の発見

↓

(1) 市町農業委員会の処理

- ① 現地確認
- ② 事情調査
 - 違反状態
 - 関係者の特定
 - ・土地所有者
 - ・違反転用行為者
 - ・工事請負人等
- ③ 市町関係部課所調整
 - 農振法担当
 - 都市計画法担当
 - 砂利採取法担当
 - 廃棄物担当
 - 土砂条例担当 等
- ④ 違反転用関係者に対する事情聴取
 - 違反内容の詳細を調査
- ⑤ 是正指導（追認も含む）
- ⑥ 勧告（様式第5-1号）

↓

（粘り強く指導・勧告を継続したにも係わらず違反の是正が進展しない場合）

↓

知事（農政課）に違反事案報告書を提出（様式第5-2号）（農業振興事務所経由）
＜農業委員会は県（農政課・農業振興事務所）とともに違反是正指導にあたる＞

↓

(2) 農業振興事務所の処理

- ① 報告書の内容を確認し、農政課へ送付（写し保存）
- ② 農政課とともに是正指導（追認も含む）にあたる
- ③ 違反転用事案が農業振興事務所長許可事案の場合(3)の②、④、⑤、⑥

↓

(3) 知事（農政課）の処理

- ① 報告書の内容確認
- ② 違反転用関係者に対する事情聴取
- ③ 是正指導（追認も含む）
- ④ 勧告
- ⑤ 行政手続法に基づく聴聞又は弁明の手続き
- ⑥ 命令・取消等

2 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その現地及び事情を調査し、市町関係部課所及びその他と調整の上、違反転用関係者に対する事情聴取を実施し、工事中止等の勧告（様式第5-1号）等（上記1参照）をする。農業委員会は、ねばり強く違反是正指導・勧告したにもかかわらず、違反が是正されない場合には、「違反転用事案報告書」（様式第5-2号）を農業振興事務所を経由して知事（農